

## 参加者証の新規交付申請に必要な書類

### 共通（年齢、加入している健康保険の種別に関わらず全員提出が必要なもの）

- ①肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業参加証交付申請書（様式第1号-1）
- ②臨床調査個人票及び同意書（様式第2号）
- ③肝がん・重度肝硬変治療特別促進事業医療記録票（様式第6号-1）の写し
- ④申請者の高額療養制度における所得区分を確認できる次のうち1つを添付
  - ア マイナポータルの「限度額適用認定証関連の情報」を表示した画面の写し
    - ※ダウンロードして印刷をした場合、限度額区分が表示されないため、「限度額適用認定証関連の情報」を表示した画面をスクリーンショットしたものを印刷するか、申請窓口で表示画面を提示してください。
  - イ 限度額適用区分認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
  - ウ 高額療養制度における所得区分が記載されている資格確認書の写し 等
- ⑤申請者の住民票＜コピー不可＞
- ⑥肝炎治療受給者証をお持ちの方は、肝炎治療月額管理票（受給者証と一体）の写し

### 被用者保険（健康保険、船員保険及び共済組合等）で高額療養制度における70歳未満の所得区分がエの方または70歳以上75歳未満の所得区分が一般所得の方

- ①上記「共通」の書類
- ②世帯全員の住民票＜コピー不可＞
- ③世帯全員の市町民税課税年額（または非課税）を証明する書類
  - ※世帯全員＝申請者と同じ公的医療保険に加入している方全員

### その他（提出は任意です）

- ①世帯員調査書兼同意書（様式第10号）
  - ※こちらを提出いただくと、世帯全員の市町民税課税年額（または非課税）を証明する書類の添付を省略することができます。
  - ※高額療養制度における所得区分についてはマイナンバーを利用した情報連携では確認できません。

※更新申請に必要な書類は、参加者証の有効期限の2か月前を目途にお知らせします。